掛川市規則第38号

掛川城公園駐車場条例施行規則をここに制定する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川城公園駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川城公園駐車場条例(平成27年掛川市条例第39号。以下「条例」という。) 第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

- 第2条 掛川城公園駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、条例第15条第2項の規定による指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認める場合には、供用時間を変更することができる。
- 2 指定管理者は、前項の規定による供用時間の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受け なければならない。

(公告)

- 第3条 市長は、条例第4条第1項の規定により駐車場の管理を行わせるため、指定管理者を指定 しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。
 - (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (2) 管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定をする予定期間
 - (4) 申請の方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の申請)

- 第4条 条例第15条第1項の規定による申請を行うものは、掛川城公園駐車場指定管理者指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第15条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前 事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (4) 駐車場の管理に関する業務の収支予算書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第15条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、掛川城

公園駐車場指定管理者指定書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業報告)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第4条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書 を作成し、5月31日までに市長に提出するものとする。

(遵守事項)

- 第7条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 駐車位置、駐車場内の交通規制等について係員の指示に従うこと。
 - (2) 駐車中の自動車のエンジンを停止させ、ドア等を施錠すること。
 - (3) 積載物等の盗難予防措置を確実に行うこと。
 - (4) 自動車を入庫させ、又は出庫させるときを除き、みだりに駐車場内に立ち入らないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の業務又は他の利用者の妨げになる行為をしないこと。 (事故等の届出及び応急措置)
- 第8条 利用者は、駐車場内において、次に掲げる事由が生じた場合は、速やかに指定管理者に届け出なければならない。
 - (1) 利用者が事故を起こしたとき。
 - (2) 利用者が施設又は他の自動車を滅失し、損傷し、又は汚損したとき。
 - (3) 利用者が自動車に異常又は被害を発見したとき。
- 2 指定管理者は、前項の規定による届出があったとき、又は駐車場内において事故が発生するお それがあると認めるときは、速やかに所要の措置を執らなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成27年12月25日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に行われる条例第15条第2項の規定による指定は、第3条の規定にかか わらず、公告することを要しない。

掛川城公園駐車場指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

掛川城公園駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、掛川城公園駐車場条例施行規則第4条 第1項の規定により、申請します。

- (注) 申請に当たっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
 - (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (5) 駐車場の管理に関する業務の収支予算書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

掛川城公園駐車場指定管理者指定書

第号日

様

掛川市長 氏 名 印

年

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、掛川城公園駐車場条例第15条第2項の規定により、次のとおり指定したので、掛川城公園駐車場条例施行規則第5条の規定により、通知します。

| 指定をした施設 | | | | | | | |
|---------|---|---|-----|---|---|-----|--|
| 指定期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |

(注) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、掛川城公園駐車場条例に定める もののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。